

令和4年度古賀市子ども・子育て支援事業計画実施状況

資料 2

基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

(1)子どもの健やかな心の支援

コロナ禍においても子どもの健やかな心の支援のため、感染拡大防止策を講じながら親子の居場所の提供及び相談体制を維持した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
子どもの居場所づくり	1	青少年育成活動推進事業	(放課後子供教室事業) 放課後に児童が学校施設等で安全に遊ぶことができるよう、地域住民が中心となり各小学校区で放課後子供教室を実施する。また、活動充実のため、学童保育所との連携や指導員研修会の実施、未実施校区への働きかけ等を行う。	地域住民の参加のもと、全小学校区で放課後子供教室を実施し、子どもたちの放課後の居場所づくり、活動の場を提供することができた。 8校区中1校区ではボランティアの協力を得て市主催で実施しているため、地域住民主体の実施形態に移行できるよう働きかけていく必要がある。 児童館・児童センターの乳幼児ルームの利用は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度同様に人数制限し予約制で実施した。
	2	児童館管理運営事業	(子ども居場所提供事業) 0歳から18歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動を行う。	3つの児童館・児童センター(米多比児童館、千鳥児童センター、ししび児童センター)の乳幼児ルームの利用は昨年度同様、人数制限し予約制で実施した。
心の相談支援	3	教育相談事業	(心の教室相談事業) 各小・中学校に心の教室相談員を一人ずつ配置することで、児童生徒が抱える様々な悩み、不安、ストレスなどの解消を図る。	心の教室相談員を全小・中学校に1名ずつ配置し、延べ3,176時間、実質人数2,468人の児童生徒に対応した。 コロナ禍による学校内外の生活変化等でストレスをため込む児童生徒がいる中、教師・保護者ではなく気軽に話せる相談員を配置することで、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを持てる環境づくりを提供することができた。
児童生徒生活環境の改善	4	教育相談事業	(児童生徒生活環境改善事業～スクールソーシャルワーカー事業～) スクールソーシャルワーカーを各小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や暴力行為等の問題行動を示す児童生徒が抱える問題(環境)への働きかけを行うことで、児童生徒にかかる負担の軽減を図る。	児童生徒の問題行動に学校だけで対応するのではなく、福祉の専門知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問、福祉・医療関係機関等との連携により、児童生徒の抱える家庭・友人関係・地域等の環境改善を図った。 緊急を要する生徒の問題行動や小学校の不登校児童の増加等から、2名追加配置した。教育支援センターや小学校でも相談支援体制を強化する必要がある。
乳幼児親子の交流推進	5	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業～つどいの広場でんでん虫事業～) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	コロナ禍においても、つどいの広場でんでんむしを開所し、予約・時間制限等なしで乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供を実施することで、子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。
	6	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニつどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実するため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、おもちゃ講座、パパ・ママ講座、公園ミニつどいを実施した。またコロナ禍で外出を控えている方に向けてオンライン広場にも取り組んだ。引き続き参加促進や参加への工夫を図っていく。
	7	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児絵本との出会い促進事業～ブックスタート事業～) 6～8か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には赤ちゃん絵本を楽しむ体験を提供する。	昨年度に引き続き身近な地域における親子の居場所を知ってもらおうきっかけづくりとして、各校区の児童館・児童センターで実施。乳児と保護者が絵本を介してゆっくり触れ合うひと時を持つきっかけ作り、育児における子育て不安や孤立感の軽減を図り、親子の愛着形成の支援を行う。市立図書館からのブックスタートの紹介や図書館事業へのお誘いも実施した。
	8	地域乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子交流事業～親子あそび事業～) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	事業の充実を目的に米多比児童館職員が中心となって共通プログラムを作成し、児童館・児童センターを巡回して実施した。 各館で年間10～40回実施し、参加乳幼児数も合計957人と令和3年度(293人)から大きく増加した。

基本目標1子どもの健やかな育ちのための支援

(2) 子どもの健やかな身体の支援

子どもと保護者の健康管理の意識向上を図り、基本的な生活習慣を身に付けることで、将来の生活習慣病の予防に努めた。

子どもの健康状態や発達の状況を的確に把握し、個に応じた発達の支援を継続して実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
健康づくりの啓発	1	健康づくり推進事業	(健康づくり啓発事業・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業) 健康チャレンジ10か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の4つの柱を軸として、食や運動に関する健康づくりや健康測定、健康講話等を通して、健康増進や生活習慣病の発症及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸をめざす。	コロナ禍により中止せざるを得ない事業もあったが、小野小学校全校生徒と古賀西小学校6年生を対象に学校と連携して骨密度測定や健康講話など子どもの健康づくりに取り組み、子ども自らが健康の大切さに気づくことで、子どもの健やかな発育や健全な生活習慣の形成ができるよう努めた。
食育の推進	2	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業・子どもクッキング事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたうえで、子どもクッキングを実施し、健全な食生活の推進に努めた。また、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し「美味しい!栄養満点レシピ」を配信、花見小学校でのみそづくり支援やスタンドアローン事業に参加する中学生を対象に、調理実習などの支援を行い、食育の推進を図った。 今後も関係課や機関などと連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
スポーツ活動の促進	3	スポーツ活動支援事業	(スポーツ活動支援事業) 指導者や保護者等を対象にした講習を行い、指導者のスキルアップや団体間の意識共有、コミュニケーション向上を図る。	参加者が定員に達しなかったが、研修の内容は指導者に必要なものばかりであり、満足度も高いため、関係者に必要性が行き届く方法を検討したい。
小学生の健康管理	4	学校運営事業	(就学時健康診断事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を対象に就学時健康診断を行う。	学校へ就学する前の児童の健康状態を把握し、児童のスムーズな受け入れに繋がっているが、発達の状態に関しては、就学時健診当日の短時間での面談では把握しきれないこともあり、就学時健診時の保健師面談以外の方法で、新入学児童の発達の状態を把握する方法を検討する必要がある。
子どもの発達支援	5	子ども発達支援事業	(子ども発達支援事業) 発達に課題のある乳幼児や保護者への支援を行う。また、園の支援者に対して発達特性への理解に関する支援を行う。	令和2年度より継続して、こども発達ルーム事業委託を実施。発達相談、療育事業、保護者支援、巡回相談、療育研修会、Dr.健診などを行い、子どもの発達支援及び保護者や支援者に対して子どもの特性への理解について支援した。相談は延べ634件。令和4年度は事業委託の最終年度であったが、こども家庭庁創設に伴い、古賀市の相談支援体制を検討する必要があるため、令和5年度は、契約を1年延長し、令和6年度に向けて事業内容等の検討を実施する。

基本目標 1 子どもの健やかな育ちのための支援

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

子どもたちがさまざまな体験を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができる取組を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
キャリア教育	1	キャリア教育推進事業	(小学生キャリア教育) 小学校5年生児童全員を対象に、講師を招いて「接遇マナー研修」を実施する。	学校段階でのキャリア教育を実践する手立てとして、総合的な学習の時間を有効に活用して接遇マナー研修を実施した。受講後の児童には、受け答えや返事の態度に変化が見られるなど成果があった。
職業体験学習	2	キャリア教育推進事業	(中学生職業体験学習事業) 中学2年生全員を対象に、市内事業所において職業体験を実施する。	職業体験事業は、生徒が主体的に進路を選択・決定する意志、意欲を培うことができる事業であるが、コロナ禍のため、3年連続で中止となった。令和4年度は直前まで実施予定で準備をしていたが、コロナ禍による受入事業所数及び受入生徒数が減っており、対象生徒全員を受け入れるだけの事業所数は確保したが、事業所に偏り(小学校・介護施設など)があり、幅広い職種の事業所を確保することはできなかった。
青少年活動の推進	3	スタンドアローン支援事業	(子ども自立支援事業～スタンドアローン(一人で立つ)支援事業～) 経済的に厳しい世帯の中学生や様々な問題を抱える中学生を中心に据え、参加者一人ひとりが意欲を持って生きられるよう、家庭学習支援を中心に社会体験学習を実施する。また、学校や家庭とは違った形での居場所提供を行う。 これらの支援を通し、進路(進学)など自分の将来に夢を持てるような事業を計画し、実施する。	コロナ禍の影響はあったものの、感染拡大防止策を徹底し計画通り実施した。学習支援では参加した中学3年生全員が希望した高校へ進学でき、また社会体験学習支援では健康教室や調理実習、ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントを行うことができた。 支援が必要な生徒に寄り添えるよう、学校や関係機関との連携を更に強化して、参加を促すとともに、生徒の課題を把握し解消につなげていく必要がある。
人権教育・啓発	4	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・じんけん平和教室) 公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワークを中心に教室を開催する。	北九州市と長崎市の二つの都市に起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習と一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和の大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。 低学年から高学年まで同じ学習を行っていることもあり、学習への意識や理解度に差が見られることから、全ての参加者により積極的に取り組んでもらえるよう、年齢層に応じた事業の進め方を工夫する必要がある。
	5	人権意識向上事業	(地域人権啓発事業・多文化交流教室(ひだまりパスポート)) 公募した市内小学生を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描くきっかけとなるよう、さまざまな国から来た留学生(大学生)を講師に迎え、他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	各国の講師による楽器演奏や、スライドで見る風景や街並み、言葉や遊びを通して、日本との違いに気づき、理解が深まることで、人権意識の向上につながった。また、人数が多かった低学年を2クラスに分けたことで、きめ細やかな指導につながることも、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し事業を行うことができた。 講師との事前打ち合わせを密に行うことで、目的である人権意識の向上に向け、課題や問題点を講師と共有するとともに、職員が行うクロージングを充実させる必要がある。

基本目標 1 子どもの健やかな育ちのための支援

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

子どもたちがさまざまな体験を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができる取組を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
読書活動の促進	6	読書活動促進事業	(視聴覚資料利用促進事業・子ども映画会事業) 子どもの豊かな心や感性を育むとともに映画の楽しさを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	図書館AV資料を上映することで、来館のきっかけとなり、関連する図書についても貸出や予約等が増加し、貸出促進が図られ、成果は大きいと評価する。今後は、上映作品の選考や開催時期、周知方法の工夫等により更なる参加者につなげていく。
	7	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・おはなし会事業) 乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会を実施する。	おはなしの部屋「こがめルーム」をおはなし会、親子読書やグループ学習、読書ボランティア団体の活動室として活用できるよう改修したほか、子どもたちがより楽しい本と出会えるよう「おはなし会で読んだ本の紹介コーナー」や「テーマを決めた本の紹介コーナー(月替わり)」を新設した。 発達段階にあわせたおはなし会を定期的実施することは、子どもの成長へ大きな影響を与えるものであり、今後もボランティアとの連携を図りながら、より多くの親子に参加してもらえるような企画を考えていく。
	8	読書活動促進事業	(読み聞かせ促進事業・セカンドブック事業) 0歳児対象のブックスタートに続く事業として、3歳児を対象に、セカンドブック(絵本)を配付し、家庭での読み聞かせを促す。	3歳児健康診断時に474名に絵本を配付。これは配付率94%で、昨年度(97%)に引き続き高い水準を維持している。 また、本年度は来館を促すきっかけづくりのため、セカンドブック会場において「図書館ノベルティグッズ(図書館ボランティア作成による手芸作品)」の引換券を配布することで利用促進が図られた。 3歳児健康診断時に絵本を配付するため、「セカンドブック」の目的や意義の周知が難しく、また配布した絵本の家庭での活用状況等が把握できていない。
	9	読書活動促進事業	(読書活動促進事業・小学1年生向け冊子配布事業) 市立図書館を利用するきっかけとなるよう、また、本に親しみ、楽しむことで、豊かな心や生きる力を育むことができるよう、市立図書館の利用を促す冊子を配布し子どもの読書活動の推進をしていく。	新小学1年生を対象に、市立図書館について、学校図書館とは異なる役割や利用の仕方などについて説明するとともに、おすすめ本の紹介リストを掲載するなど、来館を促す内容の冊子を配付した。本年度は、市立図書館の行事の紹介とあわせてスタンプラリー企画を取り入れたため、利用促進が図られた。 今後も効果的な利用につなげる掲載内容の工夫等が必要である。
文化芸術の振興	10	文化芸術振興事業	(文化芸術人材育成事業・アートバス事業) 日ごろ本物の美術作品等にふれる機会のない子どもたちをバスに乗せ、美術館等に出向き、アートにふれる機会を提供する。対話型鑑賞により事業に深みをもたせ、文化芸術の振興を担う人材育成の契機とする。	新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ、昨年度中止したアート・バス事業を再開した。 また、昨年度中止した事業の代替事業として「児童生徒文化力向上事業」を企画、NPO法人古賀市文化協会と協働で希望校に地元作家である赤星夫妻の絵画を持ち込み、対話型鑑賞・抽象画作画・展示発表を実施し、児童生徒を含む学校関係者や保護者にも好評を得たため継続実施した。 今後も、未実施校を優先に実施し、児童生徒に等しくアートに触れる機会の提供と人材育成のきっかけ作りに努めたい。

基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

子どもたちがさまざまな体験を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができる取組を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
歴史文化の普及	11	文化財公開・活用事業	(自然史歴史教養向上事業・子ども自然史・歴史講座) 自然史・歴史について学ぶ機会として、体験型の子ども歴史講座を開催する。	昨年度から参加しやすい単回の体験講座に組み直した。アンケート結果より、講義や実技を通じて、「船原古墳」や郷土の歴史について興味を持ってもらうことができた。 ・「子ども歴史講座」 「勾玉づくり」「杏葉づくり」 計4回 参加者31人 「土器づくり」 参加者 7人 「古代食ってなあに？」 参加者12人 今後は、他課との事業連携等、事業の広がりや深まりを意識し、より効果を高めたい。
	12	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業) 郷土史の学習や、歴史資料館展示室の見学(郷土古賀の歴史学習、遺跡・出土品などの埋蔵文化財の学習、農具や民具など暮らしの学習)などを行う。	校長会等で施設見学受入を案内して効果を上げている事業で、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、受入れ数も回復しつつある。 郷土読本「わたしたちのこが」を教科学習として活用している。 ・郷土読本を活用した教科学習 歴史資料館見学 7校 今後も、可能な範囲でニーズに対する柔軟な対応に努め、歴史文化の普及を図りたい。
	13	文化財公開・活用事業	(小・中学生郷土史教育事業・歴史資料館れきし体験パスポート) 歴史クイズや昔遊びなど遊びながら学べるよう、「れきし体験パスポート」を実施する。	「昔の遊び」数種を体験できるよう、再開したことが功を奏した。歴史に関心を持つきっかけ作りを行うとともに、歴史資料館の認知度の向上に繋がった。 ・夏休み 延べ参加者数 249人 ・冬休み 延べ参加者数 40人 ・春休み 延べ参加者数 167人 中高生以下への郷土学習の提供について、新たな手法の検討や他事業との連携も含めて研究する必要がある。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりのため、切れ目のない支援を実施した。

乳幼児健康診査により月齢・年齢に応じた応じた児童の発達状況を把握することで、早期から継続した支援を実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
妊娠期保健の推進	1	妊娠期支援事業	(妊娠期健康増進事業・妊婦教室・相談事業) 妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施し、必要に応じ医療機関等との情報共有を行いながら支援を実施するなど、妊産婦への支援を充実させた。今後も継続する必要がある。 母子手帳交付はきめ細やかな対応を目的に個別対応とした。中期すこやか教室は年間4回実施したが、参加者が少ないため周知に努める必要がある。後期すこやか教室は福岡女学院看護大学と連携し、オンライン(動画配信)で年間5回実施した。
	2	妊娠期支援事業	(妊婦健康診査事業) 妊婦に対し、妊婦健診費用を助成し、適正な妊婦健康診査の受診を促す。	母子手帳交付時に妊婦健診の補助券を交付。 妊婦や胎児の健康の保持を図るため、補助券交付時に、個々に妊婦健康診査を受けていただくよう、勧奨している。
子育て家庭の支援	3	産前・産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業) おおむね生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師、助産師又は保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。	感染予防対策を徹底し、市内在住のすべての家庭に訪問を実施(訪問率99.5%)した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。引き続き、子育ての初期段階から妊婦に寄り添い、子育ての初期段階から伴走型支援できるような体制を継続していく。
	4	産前・産後支援事業	(産前・産後支援子育て事業) 顔の見える信頼関係の構築からSOSを出しやすい関係を築き、産前・産後の不調の早期発見・早期支援につなげ、産後うつや重症化の予防、産後不調の軽減を図る。	保健師、助産師、管理栄養士、保育士による訪問を行い、妊娠期から顔の見える信頼関係を築くことでSOSを出しやすい関係の構築に努めた。それぞれの妊婦に応じた支援ができるよう、妊産婦の現状を把握し必要な情報の提供を行った。 産前・産後ヘルパー派遣事業に加えて、令和4年度より産後ケア事業を開始し、産後の支援が必要な家庭を対象に生活を支援した。
乳幼児期保健の推進	5	乳幼児健康支援事業	(離乳食指導事業) 生後5か月から1歳までの乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を実施する。	子育て相談のうち離乳食に関する相談は多いため、離乳食教室においても気軽に相談できる場を設けて対応している。 また、電話や訪問による相談対応も行い、個に応じた支援を行った。
	6	乳幼児健康支援事業	(乳幼児健康診査事業) 子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳0か月を対象とした乳幼児健診及び育児相談会を行う。	1歳6か月児健康診査の年度末受診率は99.5%及び3歳児健康診査の年度末受診率は100.2%となっている。今後も引き続き健診後のフォローや、未受診者への受診勧奨を実施し、乳幼児の健康保持増進を図る必要がある。
感染症の対策	7	小児感染症対策事業	(小児予防接種事業) 伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行う。	対象者への個別通知や広報等による啓発により、対象者は概ね接種につながっており、効果を上げている。また、乳幼児健診や就学前健診等において接種状況の確認や未接種者に対する接種勧奨を行った。
子育ての相談支援	8	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子相談・交流事業) 「1歳誕生広場」「2歳元気っこ広場」等を開催し、同年齢の子を育てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。	感染対策を講じて実施。子育て中の親子の困り感に早期対応できるよう、引き続き月齢に応じた事業を展開した。これまで親子交流が持ちにくかったが、内容や環境を作り、楽しい時間を過ごせるようスタッフで協力し実施していく。月齢・個別対応で相談を行っていく。

基本目標 2 いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりのため、切れ目のない支援を実施した。

乳幼児健康診査により月齢・年齢に応じた応じた児童の発達状況を把握することで、早期から継続した支援を実施した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
乳幼児親子の交流 推進	9	乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子居場所提供事業～つどいの広場でんでん虫事業～) つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	コロナ禍においてもつどいの広場でんでんむしは開所し、乳幼児と保護者の居場所の確保と情報提供をすることで、子育て家庭の不安感・孤立感の軽減に努めた。予約・時間制限等がなくなり利用がしやすくなったという声が多く聞かれた。引き続き、専門職同士の連携の図りやすさを活かした事業展開を実施し、乳幼児親子の居場所を提供していく。
	10	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニつどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実する必要があるため、学童保育所での実施に加え、地域展開として、土曜広場、おもちゃ講座、パパ・ママ講座、公園ミニつどいを実施した。またコロナ禍で外出を控えている方に向けてオンライン広場にも取り組んだ。引き続き参加促進や参加への工夫を図っていく。
	11	地域乳幼児親子交流・支援事業	(乳幼児親子交流事業～親子あそび事業～) 乳幼児の保護者の子育てへの不安感や孤立感を軽減するため、米多比児童館・千鳥児童センター・ししび児童センターで、親子あそびや仲間づくりができる乳幼児事業を行う。	事業の充実を目的に米多比児童館職員が中心となって共通プログラムを作成し、児童館・児童センターを巡回して実施した。各館で年間10～40回実施し、参加乳幼児数も合計957人と令和3年度(293人)から大きく増加した。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(2) 子育て力向上のための支援

家庭や地域における子育て機能の向上を図るため、各事業を実施し子育て力向上に寄与することができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
食育の推進	1	食生活改善推進事業	(食生活改善推進事業) 市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進する。	新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたうえで、子どもクッキングを実施した。食生活改善推進会の活動としては、簡単レシピの作成・配布やYouTubeを活用し「美味しい!栄養満点レシピ」を配信した。花見小学校でのみそづくり支援やスタンダードアローン事業に参加する中学生を対象に、調理実習などの支援を行い、食育の推進を図った。 今後も関係課や機関などと連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防の取組として、減塩や肥満防止に対する食育の推進を図る必要がある。
家庭・地域教育の支援	2	家庭教育啓発事業	(リーバスカレッジ事業) 家庭教育に関する国や県の情報を収集するとともに、家庭教育の支援者やボランティア団体等と連携し、周知する。 小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象に家庭教育講座や講演会を開催し、家庭の教育力向上を目指す。	リーバスカレッジで各種講座を開催し、学びの場、出会いの場、きっかけづくりの場の提供ができた。小中学生は学校を経由した事業周知が有効な場合もある。受講者の反応は良好であるため、今後もより効果的なPR方法を検討する必要がある。
育児力の向上	3	乳幼児親子交流・支援事業	(乳児母子支援講座事業～IPPOプログラム事業～) 2ヶ月から6ヶ月までの第1子乳児とその母親を対象とし、ベビーマッサージやあやしうた等の実技や参加者同士の交流を通じて、母子の愛着形成を図る。	感染予防対策のため、定員数を縮小し実施した。IPPOプログラム事業を通じて、赤ちゃんが母親が外出する機会をつくり、参加者同士のつながりの中で、体験的に子育てができるように支援した。事業終了後も、母親たちが自主的に交流する等、子育てを楽しんでいる状況がある。毎週1回、6週間連続で実施するため、母親や赤ちゃんが抱えている課題を早期に発見することができることから、支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行うことができた。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント(本のお楽しみ袋の貸出、感想文・ぬりえの募集・展示等)」「どうようおはなし会プラス(影絵遊びを追加)」「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。 この他、市内の高校図書委員を対象に「市立図書館おすすめ本のPOP作り講座」や、小学生がデザインした「おすすめの本を紹介した手づくりPOP展示」などを開催し、読書の楽しみを拡げる読書活動の推進を図った。
児童の権利擁護	5	家庭児童相談支援事業	(家庭児童相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	家庭児童相談員4名体制で実施。虐待対応や家庭訪問、個別ケース会議等を実施した。 年々相談件数が増加しており、複数の課題が複雑に重なり合っているケースも多いため、令和5年度は、園や学校等の所属機関への訪問回数を増やし、より密に連携を図る。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(3) 子育て情報提供の充実

子育て世帯が知りたい情報を確実に得られるように、効果的な情報提供に努めた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
子育て情報発信の充実	1	乳幼児親子交流・支援事業	(子育て情報発信事業) ホームページや広報を通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。	官民協働で子育て支援事業を1冊にまとめた「子育てBOOK」を発行した。妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時に説明し配布した。公共施設や子育てに関する施設にも配架し、周知することができた。今後は市公式LINEを活用するなど、様々な手段で効果的な情報を提供していきたい。
	2	青少年育成活動推進事業	(青少年育成活動情報発信事業) 青少年育成事業の案内、報告等を掲載した子どものための情報誌「こがっち」の定期的な発行等による情報発信を行う。	計6回「こがっち」を発行し、小学生は小学校を通じて全員配布、中学生は教室掲示を行い、子どもたちに直接情報を届けた。また主催事業である「アート教室」に参加できなかった子どもたちが家でも取り組めるように、「アート教室」で作成した工作物の作り方をホームページやフェイスブックに掲載した。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

子育て中の保護者が孤立しないよう、相談体制の強化や相談機関の周知に努めた。

支援が必要な児童に対して、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
児童の権利擁護	1	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・啓発事業) 小中学校の児童・生徒への啓発グッズの配布や、保護者へのチラシ配布、メール配信等を行い、家庭児童相談室などの相談先を周知する。	①のぼり旗を掲示(市内4か所) ②啓発用ちらしの配布 (保育所、幼稚園、小中学校の保護者へ配布) ③啓発クリアファイルの配布 (小中学校の児童生徒へ配布) ④虐待予防啓発一斉メール (小中学校の保護者へ教育委員会より配信) ⑤虐待予防啓発一斉配信 (小中学生の配布用タブレットに教育委員会より配信) ⑥市内の医療機関にポスターの配布 ⑦かすや児童虐待防止ネットワーク協議会の啓発活動への参加
	2	児童権利擁護事業	(要保護児童等対策支援事業・相談事業) 福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図ったうえで、一人ひとりにあった支援を検討する。	各部会毎に実務者会議(進行管理会議)や個別ケース会議を行った。専門的な意見を求めるため、スーパーバイザーの配置を行い、相談体制の充実を図った。また、児童家庭相談システムで個々の相談等の管理を徹底し、職員間の共有を図った。実務者会議等の実施回数が年間100回以上となっているため、令和5年度からは、所属機関とより密に連携が図れるよう会議の運営方法を変更して実施する。
	3	児童権利擁護事業	(家庭児童相談支援事業) 子育て・養育・家庭に関する相談や、その他家庭児童の福祉に関する相談を実施する。	家庭児童相談員4名体制で実施。虐待対応や家庭訪問、個別ケース会議等を実施した。年々相談件数が増加しており、複数の課題が複雑に重なり合っているケースも多いため、令和5年度は、園や学校等の所属機関への訪問回数を増やし、より密に連携を図る。
子育て家庭の訪問支援	4	産前・産後支援事業	(乳児家庭全戸訪問等事業・養育支援家庭訪問事業) 養育支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師又は保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	感染予防対策を徹底し、市内在住のすべての家庭に乳児家庭全戸訪問を実施(訪問率99.5%)した。子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、産後ケアや親子の居場所を中心に、子育て支援に関する情報提供をすることができた。引き続き、全戸訪問後に支援や見守りが必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施した。
青少年の相談支援	5	青少年健全育成対策事業	(青少年相談事業) 青少年支援センターにおいて、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受けて切れ目ない支援を行っていくことで、悩みの軽減や課題の解決につなげていく。	青少年育成に関する悩み相談や不登校・引きこもり等へ、電話、メール、訪問(家庭訪問、登校支援)による継続的な相談対応や、市関係各課、学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携をはかり支援を行った。また、古賀市要保護児童対策地域協議会や支援機関連携会議へ参加し、福祉部門等との情報共有を図る等、関係機関との連携による対応を行った。
人権教育・啓発	6	人権意識向上事業	(人権教育事業・人権教育・啓発の推進事業) 福岡県人権・同和教育研究協議会、粕屋地区社会人権・同和教育担当者会において人権に関する調査研究や研修、情報交換を行い、古賀市における人権・同和教育や啓発事業の推進に資する。	研修会や講演会をはじめ、会議などに参加し情報収集・交換を行うことで、職員のスキル向上に繋がった。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。

発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
出産の支援	1	出産経済的支援事業	(助産施設入所管理事業) 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が、安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	医療での出産、助産対象施設でない病院での出産等で、利用要件が合わずに利用に至らなかったケースもあったが、令和4年度は1件の利用があった。
乳幼児期保健の推進	2	乳幼児健康支援事業	(未熟児養育医療費用負担軽減事業) 乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	身体の発育が未熟のまま生まれた乳児に対する養育医療に係る費用を支給した。今後も必要な養育医療費を支給できるよう、医療機関とも連携を図りながら、申請者の負担にならないように事業を実施していく必要がある。令和4年度実績：8件(実数)
子育て世帯の経済的 支援	3	児童手当事業	(子育て世帯経済的支援事業・児童手当) 中学校終了前までの子どもを監護している保護者に対し、児童手当を支給する。	申請に対し、適正に児童手当を支給し、子育て世帯への経済的支援を行うことができた。 国で児童手当の制度改正が検討されていることから、制度改正に適正に対応する必要がある。
	4	幼児教育・保育支援事業	(私立幼稚園就園支援事業) 幼稚園に就園する保護者に対し、無償化相当額の給付を行うとともに、保護者の所得階層及び第3子以降の子どもが幼稚園に支払う給食費の一部を補助する。	幼児教育・保育無償化制度に適正に対応し、子育て世帯の経済的負担を軽減をすることができた。
	5	幼児教育・保育支援事業	(多様な事業者の参入促進・能力活用事業) 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料を補助する。 (令和3年度からの事業)	対象者に補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減をすることができた。
	6	子ども医療事業	(子ども医療費用負担軽減事業) 対象となる乳幼児及び子どもの保護者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を保護者に支給する。	保護者の経済的負担を軽減することができた。 子ども医療受給者数 9,731人 内訳：乳幼児(小学校就学前まで) 3,421人 (うち市費 74人) 子ども(小・中・高) 6,310人 (うち市費 1,748人)
子育ての支援	7	保育サービス提供事業	(緊急時児童一時入所支援事業) 保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	令和4年度は、母の出産や入院等の事由でショートステイの利用者が増加し、8件の利用があった。長期に及び保護の場合は、児童相談所の一時保護へつなぐなど、適正に対応できた。
就学の支援	8	就学援助事業	(特別支援教育就学奨励費支給事業) 特別支援教育が必要な児童・生徒の保護者に就学奨励費の支給をすることにより、経済的負担を軽減する。	古賀市立小中学校の特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。 今後も対象者へ漏れのない確実な周知を継続していく必要がある。
	9	就学援助事業	(就学援助事業) 経済的理由によって小・中学校への就学が困難な家庭に対し、援助費を支給する。	令和4年度は物価高騰対策として、就学援助の受給対象世帯を、世帯収入が生活保護基準額の1.3倍から1.5倍以内へ拡大し、54世帯96人の児童生徒が拡大枠での受給対象となった。
	10	修学・進学等支援事業	(中学生制服等再利用支援事業) 古賀市内の小中学校、または近隣の高等学校の制服で不要になったものを受け付け、制服を必要とされる人に無料でお渡しする。 制服リユースについて、広報等で周知する。	多くのメディアからの取材があり、利用される方が市内外から増加し、成果は高い。 今後も市民ニーズに応えられるよう、随時在庫確認を行い、適正な管理を行い、必要な方の希望に添えるよう、今後も周知を継続していく。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。

発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
進学の支援	11	修学・進学等支援事業	(高等学校等進学費用負担軽減事業) 経済的理由によって高等学校等への就学が困難な家庭に対し、古賀市高等学校等入学支援金を支給する。 財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金の周知を行う。	古賀市高等学校等入学支援金の支給により、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、生徒の自立と進学の促進を図り、自己実現を支援することができた。 古賀市高等学校等入学支援金及び公益財団法人福岡県奨学財団の奨学金の申請手続について、学校を通じて中学3年生の全保護者への周知を行った。 令和4年度には、令和5年1月1日から3月31日までに古賀市に転入した中学3年生がいる世帯に対し、市民国保課を通じて高等学校入学支援金についての周知を行い、対象者への確実な周知を行った。
ひとり親家庭の自立支援	12	児童扶養手当事業	(ひとり親家庭等経済的支援事業) 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護しているひとり親家庭等の保護者に対し、児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の子育て世帯への経済的支援を行うことができた。
	13	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子寡婦福祉資金貸付事業) ひとり親家庭の保護者または児童の貸付希望者に対し、県婦人相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。	冊子「福祉のしおり」や「子育てBOOK」に情報を掲載している。市広報、ホームページにおいても制度の周知を行った。貸付内容は修学資金、生活資金などである。令和4年度は貸付者数は2名であったが、国の給付型奨学金が実施されている影響も考えられた。
	14	ひとり親家庭等支援事業	(母子父子家庭自立支援給付金事業) ひとり親家庭が自立するのに必要な技能・資格の取得に要する費用の一部を支給する。	ひとり親家庭等に対し、就職のための資格取得にかかる費用を支援することにより、就労による自立を促進し、生活の安定を図ることができた。令和4年度は、11名に高等職業訓練促進給付金を支給した。 冊子「福祉のしおり」や「子育てBOOK」、市広報やホームページにおいて周知を行った。
	15	ひとり親家庭等支援事業	(ひとり親家庭等日常生活支援事業) ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行う。	利用についての相談は4件あり、実際には1件の利用があり、ひとり親家庭等の一時的に生活支援や育児支援が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣した。 令和5年度以降は、対象者を拡大した「子育て世帯訪問支援事業」へ移行する。
	16	ひとり親家庭等支援事業	(ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業) ひとり親家庭等の対象者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 ひとり親家庭等医療受給者数 1,171人
障がい者の生活支援	17	特別児童扶養手当事業	(障がい者経済的支援事業) 精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給する。	申請に対し、適正に事務処理を行い、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の子どもを監護している保護者への経済的支援を行うことができた。
	18	重度障がい者医療事業	(重度障がい者医療費用負担軽減事業) 対象となる重度障害者の申請に基づき医療証を交付し、現物支給等により医療費の一部を支給する。	受給者(保護者)の経済的負担を軽減することができた。 重度障がい者医療受給者数 986人 (うち市費 30人)
	19	特別障がい者手当等給付事業	(障がい者経済的支援事業) 対象となる障がい者に、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を支給する。	対象者へ手当や補助金等の交付を行い、障がいのある人がいる家庭への経済的支援ができた。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

子育てに関する経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定に寄与した。

発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
障がい者交流活動の 推進	20	障がいのある人の交流活動促進事業	(障がい者交流活動支援事業) 障がいのある人の社会参加の促進に資する団体を支援する。	障がい児(者)親の会は、コロナ禍のため、社会参加事業(バスハイクや交流会等)の実施機会が無く、令和3年度に続き令和4年度も補助金の交付申請がなかった。
障がい者サービス給付	21	障がい福祉サービス等提供事業	(障がい者地域生活支援事業) さくらんぼキッズ(古賀市障がい者生活支援センター「咲」内)等において、障がい児等の一時的預かりを行う。	障がい児の一時的預かり事業を行うことで、保護者の子育て支援ができた。
障がい者の相談支援	22	障がい者相談支援事業	(障がい者相談事業) 障がい者生活支援センター「咲」において、障がいのある人やその家族等を対象とした相談支援を行う。また、身体・知的・精神障がい者福祉相談員を配置し、障がい当事者によるピアカウンセリングを行う。	「障がい当事者によるピアカウンセリング」の利用については、昨年引き続き減少傾向であるが、障がい者支援センター「咲」への相談件数は増加している。困ったときにいつでも相談できる体制は維持しており、障がいのある人やその家族に対し、必要な相談支援は行うことができていると考えるが、相談窓口の周知についても継続して努めていく必要がある。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

実施事業を通して、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
子育ての支援	1	子育て応援事業	(子育て相互援助事業～ファミリー・サポート・センター事業～) 子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。	まかせて会員とおねがい会員のマッチングがしやすいように、講習会にて両会員の交流促進を図った。課題として、まかせて会員が少なくおねがい会員とのマッチングがむずかしくなっている。ファミリー・サポート・センター事業のあり方を検討していく必要がある。延べ利用回数は520回。
男女共同参画意識の向上	2	男女共同参画推進事業	(男女共同参画啓発事業) 男女がお互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進するため、市民、事業所等に対してセミナーの開催や出前講座を実施する。	啓発事業では、男女共同参画に係る一行詩の募集等広く市民に呼び掛け、周知・啓発につなげることができた。啓発事業4回 また出前講座では、古賀市市民活動支援センターからの依頼により、年齢層や所属(団体等)を絞った啓発につなげることができた。 講座の内容については、ニーズや実態を把握し効果的な取組になるよう事業を進めたい。出前講座3回
就労の支援	3	職業紹介事業	(職業紹介事業) 古賀市無料職業紹介所を人権センター横に設置し、求職者に対して求人票の閲覧や相談者への就職の相談・紹介を行う。	昨年度と比較し市民全体の就職決定率は微減(R3:67.0%→R4:66.4%)し、子育て中の世代と思われる20~40代の就職決定者数(R3:133人→R4:127人)も減少する結果となった。 今後は勤務日数、勤務時間などにおいて、子育てがしやすい多様な働き方の選択が可能な求人募集企業の獲得、その情報提供と丁寧な相談対応が必要である。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもが安全に外で遊べる環境づくりのため、公園管理や道路網の整備に努めた。

また、地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域の防犯意識を高めるとともに、子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりを推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
青少年問題の対策	1	青少年健全育成対策事業	(青少年有害環境浄化事業) 福岡県青少年健全育成条例に基づく店舗立入調査や巡回活動など、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を実施する。	市内の対象施設であるコンビニエンスストア21ヶ所、携帯電話事業者3ヶ所、書店1ヶ所、古書店1ヶ所、ビデオ店1ヶ所、カラオケボックス1ヶ所、インターネットカフェ1ヶ所を立ち入り調査し、適正な営業がなされていることが確認できた。
児童生徒の安全確保	2	学校運営事業	(小中学生安全情報配信事業) 「学校安心メールシステム」を利用し、保護者や地域へ不審者情報等をメール配信する。	「学校安心メールシステム」の活用し不審者情報等を保護者に配信することで、児童生徒及び地域の安全を守るための情報発信をスピーディーに行うことができた。保護者の「学校安心メールシステム」の登録は任意であるが、学校からの通知や市からのイベント周知などにも活用することで、保護者の登録促進を図った。
交通安全の啓発	3	交通安全推進事業	(交通安全対策事業) 交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施し、交通安全の意識啓発を図る。	交通安全協会と連携し、各種啓発事業を実施することにより、交通安全の意識啓発を図ることができた。 福岡県交通安全協会に依頼し市内8小学校の1、4年生を対象に交通安全教室を実施し児童の交通安全の意識啓発を図ることができた。
防犯体制の充実	4	防犯対策事業	(安全安心まちづくり推進事業) 学校登下校時の防犯パトロール車巡回や不審者情報の提供により、犯罪予防・防犯啓発を行う。	各種団体及び関係機関と連携し、市民への情報提供及び防犯意識の普及啓発を図ることができた。 防犯カメラの保守点検及び修繕を行い、犯罪の予防に寄与した。 学校登下校時の防犯パトロール車巡回を実施し、犯罪予防、防犯啓発を行うとともに、地域等が行う自主防犯活動の実態把握に務めた。
公園の管理	5	公園管理事業	(公園管理) 安全・安心で、地域とともにを行う維持管理がしやすい公園の確保をする。	遊具等公園内施設の定期点検結果に基づき、撤去・修繕・更新等を実施した。 地域からの要望等により、巨木化・過繁茂状態の植栽部に対し、伐採・間伐等を実施した。 遊具等公園内施設の老朽化に対しては、予防的措置を推進する必要がある。 巨木化・過繁茂し鬱蒼とした植栽部を、死角が無く行き交う人々の存在が感じ取れる、公園としてふさわしい安心・安全な空間にするために、伐採・間伐・下草刈等を推進する必要がある。
道路網の整備	6	道路改良事業	(道路舗装改良事業) 通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩行道路を整備する。	日吉交差点の用地買収を一部実施し、次年度以降工事着手予定。 栗原・水上線については、追加設計を実施し、次年度は用地測量の予定。 後牟田・大池線については、自転車専用レーンを設置するとともに歩道改良工事を実施した。 高田・筵内線については、車止めや点字ブロックを設置した。次年度以降横断歩道が設置される予定。 計画的に歩道等の整備を行い、子供たちが安全に通学できる環境を整備する必要がある。

基本目標4 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

一定の保育需要は継続しているなか、需要量と供給量のバランスを考慮し、適切な保育の提供体制の確保に努めた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業) 公立保育所の管理運営を行う。	適正に公立保育所の管理運営をすることができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では108人となった。
私立保育所保育	2	幼児教育・保育支援事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、事業運営費を支給する。	適正に事業運営費を支給し、事業補助金を支給することにより、円滑な保育園運営ができるよう支援することができた。 待機児童は、4月時点ではゼロを堅持したが、年度末に向けて増加し、3月時点では108人となった。
	3	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業) 私立保育園等に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	私立保育園等の教育・保育の充実を図ることができた。
	4	私立保育施設整備支援事業	(私立保育園整備支援事業) 私立保育園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	園舎の改修等に対し補助金を交付し、定員の増や児童の福祉の増進を図ることができた。
幼児教育の支援	5	私立幼稚園運営支援事業	(私立幼稚園運営支援事業) 私立幼稚園に対し、様々な体験活動等に補助金を交付する。	幼稚園の幼児教育等の充実を図ることができた。
	6	認定こども園運営支援事業	(認定こども園運営支援事業) 認定こども園に対し、1号認定分及び預かり保育事業に対し運営費を支給する。	適正に事業運営費を支給することにより、円滑な認定こども園運営ができるよう支援することができた。
	7	認定こども園整備支援事業	(認定こども園整備支援事業) 認定こども園に対し、施設整備に係る補助金を交付する。	園舎の改修等に対し補助金を交付し、定員の増や児童の福祉の増進を図ることができた。

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(2) 保育サービスの充実

適正な学童保育所の管理及びニーズに応じた保育サービスを提供することができた。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
学童保育所保育	1	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・学童保育事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	学童保育所については待機児童ゼロを堅持することができており、今後も適切に指導員や施設の確保を行う必要がある。
保育ニーズの対応	2	保育サービス提供事業	(延長保育事業) 就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う通常保育時間以降の保育ニーズに対応するために、通常保育時間を超えた時間に保育を実施する。	保護者の就労支援等のために適正な延長保育を提供することができた。また、保育士不足により一部縮小する意向の園も発生している。
	3	保育サービス提供事業	(休日保育事業) 日曜日及び祝日に就労等により家庭で保育することができない場合に、久保保育園で保育を実施する。	日祝日に就労する保護者のために適正な休日保育を提供することができた。
	4	保育サービス提供事業	(病児保育事業) 保護者の就労等の理由により、病気の子どもを家庭で保育することができない場合に、医師の診断に基づき、一時的に福岡東医療センター内「たんぽぽ」及びこどもこころクリニック内「ここん・こが」で保育を実施する。	病後児保育のニーズに対応した保育を提供することができた。 定員超過により希望者に病児保育を提供できないことがあった。 県内の病児保育の広域化及び無償化の検討を行った。
	5	保育サービス提供事業	(保育所一時預かり事業) 保護者の短時間労働や病気、出産、冠婚葬祭等、また心理的、肉体的負担の解消(リフレッシュ等)などで昼間一時的に保育できない場合に、市内4園で保育を実施する。	未就園児童の保護者のレスパイトや一時的な就労等により支援が必要な世帯にサービスを提供することができた。 また、保育士不足により一時中断する意向の園も発生している。

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置等により、児童生徒の学習環境や生活環境の充実を図ることができた。また、支援が必要な児童生徒に対し、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
公立保育所保育	1	公立保育所管理運営事業	(公立保育所管理運営事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
私立保育所保育	2	幼児教育・保育向上事業	(私立保育園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。 保育士等の職員不足により、在園する全ての障がい児に対し、加配職員を配置できていない園も発生している。
幼児教育の支援	3	幼児教育・保育向上事業	(私立幼稚園運営支援事業・要支援児童加配事業) 在園する要支援児童の心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養うために、必要な加配職員を配置する。	在園する障がい児に加配職員を配置し、発達を促すことができた。また、障がい児と他の在園児が集団生活を通して共に生き、共に育ち合うことができた。
学童保育所保育	4	学童保育所管理運営事業	(学童保育所管理運営事業・要支援生徒加配事業) 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、支援員の適切な配置と研修を行う。	支援を必要とする児童に対し加配指導員を配置することで、安心して過ごすことができる放課後の居場所を確保し、適切な学童保育所の運営を行うことができた。
学習環境づくりの支援	5	多様な人的配置推進事業	(少人数指導推進事業) 講師を配置し、授業中における学習指導、学習支援を行う。	原則35人以下学級の実施のため担任に充てた県の指導方法工夫改善教員にかわり少人数学級対応講師を配置することで少人数指導等によるきめ細かな学習指導や生活指導を実施し、学習環境や生活環境の充実を図ることができた。 年度末に学校より報告を受け成果を検証し、必要に応じて指導方法等の工夫や改善を行っていく必要がある。講師の人材確保が課題であるが、小学校では令和7年度までに国の施策により35人以下学級が実現するため、今後は小学校の少人数学級対応講師の人数は減少するものとする。
	6	多様な人的配置推進事業	(小学校教育支援員配置事業) 小学校教育支援員を各小学校に配置し、学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と学級担任の補助を行うことで、すべての児童の学力の向上と学校生活の充実のための支援を行う。	新しい環境になじめず学習や集団生活に困っている児童の支援やきめ細かな指導等を行い、学校生活の環境を整えるとともに学級の健全化を図ることができた。 令和2年度からは「小学校教育支援員」に名称変更し、引き続き事業を継続していく。 年度末に学校より報告を受け成果を検証し、必要に応じて指導方法等の工夫や改善を行っていく。
学力の向上	7	学習支援アシスタント事業	(学習支援事業～学習支援アシスタント事業) 市内小中学校において、授業中の個別支援、放課後補充学習、質問教室、長期休業中補充学習等に学習支援アシスタントを派遣し、学力が十分に身につけていない児童生徒への支援を行う。	人数及び活用時間は、コロナ禍前と比べ減少しているが、学習支援等にポイントを絞った支援をお願いするなど、少ないながらも有効に活用していた。コロナ禍でアシスタントの任用を中止していた学校ではアシスタントとの関係が途切れてしまうことも懸念される。今後もアシスタントの確保が課題と考える。

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置等により、児童生徒の学習環境や生活環境の充実を図ることができた。また、支援が必要な児童生徒に対し、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
不登校児童生徒の支援	8	教育相談事業	(不登校児童生徒学校生活適応支援事業) 小・中学校に様々な事情により登校できない児童生徒が教育支援センター(あすなろ教室)に通級して、社会的自立を図る。	不登校児童生徒18名が教育支援センター「あすなろ教室」を利用した。学校と連携を図りながら、自主学習の支援や体験活動、チャレンジ登校、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を実施し、入級した中学3年生全員が高校に進学できた。また、スクールカウンセラーが学校巡回相談を行い、早い段階からの支援・助言を行うことで不登校の未然防止を図った。増加傾向にある不登校児童生徒数に対し、教育支援センター「あすなろ教室」を利用者が増えていないこと、小学生の利用が少ないことから、体験学習の充実や利用しやすいコース制の導入、家庭訪問による支援、保護者支援等を強化する必要がある。
特別支援教育の推進	9	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業) 特別な教育的支援を要する児童生徒の困難さ(検査、行動観察)を把握し、支援を要する児童生徒の効果的な支援を提案する。 必要に応じて、教師や保護者の相談を受ける。 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員と連携をとりながら、支援体制の充実を図る。	各学校からの要請に応じて、特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を派遣し、発達検査・面談・訪問支援を554回実施し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導について助言や情報提供を行った。 授業観察や保護者面等の丁寧な対応により、検査の必要性を見極めて、検査が効果的に活用し、最適な支援へ繋げる必要がある。また、小学校就学に際し、支援が必要な児童について、こども発達ルームとより連携し、スムーズな就学相談、支援に繋げる必要がある。
	10	特別支援教育推進事業	(特別支援教室事業～特別支援教育支援員配置事業～) 特別な教育的支援を要する児童生徒を支援するため、各小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進を図る。	特別支援学級に在籍する児童が通常学級において交流したり共同学習をする際に支援を行う特別支援教育支援員を全小中学校に配置したことで、障がいのある児童生徒の支援につながったとともに、他の児童生徒の障がいの理解が促進された。支援を要する児童生徒及び特別支援学級数が増加傾向にあったことから、配置時間数を前年度比で1,200時間増やしたが、インクルーシブ教育推進のためさらなる配置時間数の増加を検討する必要がある。
	11	特別支援教育推進事業	(通級指導教室事業) 言語及び発達障害等の通級指導教室を設置して、一部支援を要する児童生徒に対して、個に応じた指導を図る。	聞こえやことば、コミュニケーション等が気になる児童生徒103人が通級指導教室にて指導を受けた。一人ひとりのニーズに応じた学習内容を週1回程度実施するとともに、教員の資質向上を図るための研修を年3回実施した。通級指導教室が設置されている拠点校まで保護者が送迎することが難しい児童の在籍校を巡回し、指導した。今後も、巡回指導を継続し、自校方式での設置を検討する必要がある。
外国語教育の促進	12	外国語教育促進事業	(外国語教育促進事業) 外国語指導助手(ALT)を各小中学校に派遣し、外国語教育を実施することで、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を養うとともに異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。	小中学校の英語授業にALT(外国語指導助手)を年間2,616時間派遣し、授業や校内行事等を通じて異文化への関心を高めたり、英語で自分の考えを伝え合うなどコミュニケーション能力の基礎を養ったり、多文化共生の考えを根付かせる機会をつくったりすることができた。また、夏休み英会話教室を開催し、116名が参加した。また、ALTを全中学校で外部委託を開始するとともに、教育支援センター「あすなろ教室」へも派遣を開始した。

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(3) 教育・保育の向上

必要に応じた職員の配置等により、児童生徒の学習環境や生活環境の充実を図ることができた。また、支援が必要な児童生徒に対し、関係機関と連携し適切な対応を行った。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
学校運営管理	13	多様な人的配置推進事業	(日本語対応支援事業) 日本語指導が必要な児童を調査・把握し、日本語指導講師の派遣・配置を行う。	必要に応じて講師の派遣・配置を行うことにより、安心して学べる教育環境の充実を図ることができている。 日本語指導の資格を持った講師の人材確保が課題である。
教職員指導力の向上	14	教職員指導力向上事業	(教職員研修活動支援事業) 教職員等に対し、学校運営・校内研修・生徒指導・特別支援教育・英語教育等に係る市主催の研修会を実施し、教職員等の資質向上を図る。	市主催研修会について、内容を精査し、スクラップを行い、いじめ防止基本方針に基づきいじめの早期発見・早期対応・継続的指導を充実等させるため「生徒指導に関する研修」や基本方針人権尊重の視点に立った指導の在り方に関する「人権・同和教育研修」等、ニーズに応じた効果的な研修を年間23講座39回実施し、市雇用講師も含めた教職員の資質の向上を図った。
環境適応の支援	15	学校運営事業	(学級人間関係づくり支援事業) 市内全小学校の全学級で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を活用した調査を行い、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握する。各校・各学級で調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に活用する。	各学校で、福岡県教育委員会作成の「学校生活・環境多面調査」を活用し調査を行い、調査結果をもとに具体的な手立てを講じ、学級集団づくり、学習指導、生徒指導に役立てた。 また、改定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめ防止対策を総合的かつ効率的に推進するため「いじめ防止対策推進委員会」「いじめ問題対策連絡協議会」を開催した。
部活動の活性化	16	部活動活性化事業	(部活動指導等支援事業) 中学校の部活動実技指導に外部指導員を招き、生徒への専門的な指導を行う。	部活動外部指導員の派遣を行うことにより、充実した部活動指導を行うことができていく。また、日常的に教師以外の大人と接する機会があることで、生徒に社会性が身につくとともに、教師も専門外の部活動指導を外部指導員に任せられることで負担が軽減され、高い成果をあげている。 令和4年度は、令和3年度に引き続き、部活動の在り方に関する懇談会を3回開催し、学校、スポーツ協会、文化協会及び教育委員会で今後の部活動の在り方に関する意見交換を行い、部活動をどのように継続していくかを検討した。 教員の異動により、競技経験や指導歴のある部活動顧問が不在となる場合があるため、学校の状況に応じた、学校が希望する部活(競技)を指導をすることができる人材の確保が課題である。
進学支援	17	高等学校等中途退学問題対策事業 (学校教育課)	(高等学校等中途退学問題対策事業) 高等学校等中途退学問題調査研究会議(年2回)を開催し、高等学校等中途退学者の退学理由や退学後の状況、学校の対応について情報共有するとともに、中途退学防止に向けた取組について協議し、進路の保障に資する。	高等学校等中途退学問題調査研究会議を9月15日と2月17日の2回開催し、小学校・中学校・高等学校が連携し進路保障の具現化を図ることにつながった。
	18	学校運営協議会事務	(コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)) 学校が掲げる教育目標の実現に向け、地域住民が学校の応援団として教育活動を支援する。	地域の住民及び保護者等が、目標を共有し、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校と地域の風土の醸成につながっている。

基本目標5 子育てを支える地域づくり

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

「地域総ぐるみ」での子育て支援に向け、個人や地域団体等の活動を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
乳幼児親子の交流推進	1	乳幼児親子交流・支援事業	(地域乳幼児親子交流促進事業～ミニ二つどいの広場事業～) 子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	身近に気軽に、地域の中で子育てがしやすい環境を充実するため、各事業を学童保育所や児童館など地域で実施しており、その後の利用にもつながっている。引き続き、参加しやすい環境づくりを図っていく必要がある。
子育ての支援	2	子育て応援事業	(子育て応援サポーター活動推進事業) 地域の中で子育ての応援ができる体制を構築するため、子育て応援サポーターを養成する。	コロナ禍における子育て支援事業や訪問活動の休止等で、サポーターの士気が下がっているように感じたが、感染対策を講じての活動・訪問が実施されるようになり、地域と市が一体となって子育て世帯の支援を実施した。引き続きサポーターの養成は必要であり、広報等において周知を行った。
読書活動の促進	3	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・読書ボランティア講座) 読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体および興味関心がある個人の支援を行う。	読み聞かせに関する総合的な知識の習得とスキルアップを図るため、講師を招へいし「読み聞かせの大切さと絵本の選び方、読み聞かせの仕方」をテーマとした研修会を開催した。
	4	読書活動促進事業	(地域文庫・読書ボランティア支援事業・地域文庫活動支援事業) 地域の読書活動の活性化のため、市内6か所の公民館・集会所を拠点として活動している地域文庫の活動支援を行う。	「第4次子ども読書活動推進計画」の策定(R4.10月)を機に、計画概要や取組方針に関する説明会を開催したほか、先進的に活動している団体の取組紹介や意見交換会を実施し、活動のヒントを得る機会を提供した。 また、ボランティア活動支援助成事業の案内や研修会・講演会等の情報提供を行った。
青少年育成活動の支援	5	校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	(青少年育成活動推進事業) 市の地域活動指導員が、地域単独では困難な活動の企画・運営を支援し、子どもたちが豊かにたくましく育つ環境を地域で育む。また、地域での活動や支援を通して、地域の教育力の向上を図る。	通学合宿は青柳校区で実施期間を3泊4日に短縮して実施し、13人が参加した。寺子屋は2校区で学校施設や地域公民館を活用して実施し、のべ127人が参加した。
地域コミュニティ活動の推進	6	コミュニティ活動推進事業	(校区コミュニティ活動支援事業) 校区まちづくり活動事業交付金やコミュニティ活動補助金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	校区コミュニティ会議にまちづくり推進課職員が出席するなど、校区校区コミュニティ間の交流や情報交換の支援を通じ、校区コミの主体的な運営を支援した。更には、コミュニティ活動補助金により財政的な支援を実施し、活動の充実を図ることができた。 令和4年度は、「地域づくりサポート制度」を創設し、自治会ごとに違う実情・課題に合わせた取組を支援し、参加者からは概ね好評であった。しかしながら、地域コミュニティは、高齢化や自治会離れ、役員不足等の課題もあり、今後も、ソフト面・財政面の総合的な自治会支援を行うことが必要である。
	7	コミュニティ活動推進事業	(自治会活動支援事業) 自治会統合型交付金を交付し、各団体が取組む子どもに関わる地域活動を支援する。	平成29・30年度に行った行政区長・行政隣組長の委嘱事務の見直しのうちの一つとして、平成31年度から開始した交付金制度で、それまでの自治会を対象とした複数の補助金等をつまみ合わせ、統合型交付金として交付することで、地域の補助金申請にかかる手続きを一括化・簡略化し、自治会の負担軽減且つ地域のコミュニティ活動の推進を支援することができた。 令和4年度においても令和3年度同様、コロナ禍でこれまでのような活動ができない中で、一部の交付要件を緩和することで地域活動が委縮しないよう、柔軟に対応を行った。 交付金制度となったことにより、各自治会長からは負担軽減できたと好評を得ているが、今後もさらに自治会活動を支援する制度となるよう研究を行う必要がある。

基本目標5 子育てを支える地域づくり

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

「地域総ぐるみ」での子育て支援に向け、個人や地域団体等の活動を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
市民活動の支援	8	コミュニティ活動推進事業	(市民活動拠点管理事業) 市民活動に関する相談及び情報提供や市民活動団体の交流促進を行うことにより、子どもの健全育成を図る活動を支援する。	団体の構成員の高齢化等により、登録を休止する団体があり、登録団体は減少している。団体数以上に支援の質の向上や団体同士のつながりづくり、団体の終活支援も課題である。なお、効果的な支援や地域課題の解決、まちづくりにつながる市民活動を推進するため、平成31年度から運営を民間委託している。更には、市民活動に関し専門的知識を持つ法人が受託したことにより、多様な団体のニーズに、より迅速に、より柔軟に対応できるようになったと思われる。 令和4年度については、コロナ禍の影響も減ってきて、来所での相談や施設利用が戻っており、より充実した活動ができたと思われる。
高齢者生きがいづくりの支援	9	介護予防関連施設管理事業	(高齢者生きがいづくり支援センター(えんがわ)管理) 古賀東小内の「えんがわ」を拠点に、紙芝居などを通じて世代間交流を図る。	60歳以上の高齢者の創作や趣味、レクリエーション、世代間交流等を行うグループに、活動の場を提供しているが、令和4年度もコロナ禍による活動自粛により1団体のみ利用となっている。今後、施設の活用について検討する必要がある。
	10	介護予防関連施設管理事業	(介護予防・生きがいづくり支援(しゃんしゃん)事業) 中学生対象の職業体験や福祉体験を通じて、高齢者の能力や経験を伝える場を提供する。	60歳以上の高齢者の介護予防や生きがい活動、健康の保持増進、世代間の交流等を支援している。令和4年度もコロナ禍による制限はあったが、多くの新規体験者を迎えることができ、利用者数の目標達成率は102.6%であった。引き続き、地域包括支援センターとの連携により、利用者の増加に繋げていきたい。

基本目標5 子育てを支える地域づくり

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業を実施し、子どもが体験や活動を通じて地域の担い手となる取組を推進した。

政策体系 基本事業	No.	事務事業名	事業内容	令和4年度成果と課題
青少年活動の支援	1	青少年育成活動推進事業	(青少年生活体験支援事業・通学合宿事業) 地域のボランティア団体の主催により、地域の子どもたちが日常生活から離れ、異年齢での集団生活体験宿泊(地域の公民館等)を行いながら、通学することで、家庭の大切さを認識するとともに、協調性・自主性を養い心豊かにたくましく生きることのできる資質や能力を育成する。 また、地域のボランティアが子どもたちの集団生活体験を支えることで、地域のつながりの強化、地域で子どもを育てる機運を高める。	市で「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成したり、実施要件を見直すなどして地域に働きかけたところ、青柳校区で実施期間を短縮し、3泊4日で実施し計13人が参加した。 次年度も引き続き実施団体に働きかけ、未実施期間が長い団体には事業が再開できるよう支援を行っていく必要がある。
	2	青少年育成活動推進事業	(地域青少年体験活動支援事業) 寺子屋事業や放課後子供教室など地域での子どもの体験活動に取組む指導者の支援を行う。	寺子屋は新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し、2校区で実施し延べ127人が参加した。 放課後子供教室については新型コロナウイルス感染症対策を行い、昨年度実施の6校区に加え新たに2校区で実施したことで、全8校区で実施することができた。 8校区中1校区ではボランティアの協力を得て市主催で実施しているため、地域住民主体の実施形態に移行できるよう働きかけていく必要がある。
青少年活動の推進	3	青少年育成活動推進事業	(青少年体験活動推進事業・子どもわくわくフェスタ事業) 青少年育成団体が集まり、子どもの体験の場を設けフェスタを開催することで、青少年健全育成と団体の連携を深める。	検温、手指消毒及びマスク着用の徹底、開催時間の短縮等、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底して事業を実施し、26団体が参加して子どもたちにさまざまな体験活動の場を提供した。
読書活動の促進	4	読書活動促進事業	(読書活動促進事業) 子どもを対象に、読書講座及び講演会などを実施する。	「子ども読書の日イベント(本のお楽しみ袋の貸出、感想文・ぬりえの募集・展示等)」「どうようおはなし会プラス(影絵遊びを追加)」「高校生によるおはなし会」などでは、体験学習を交えた広がりのある読書イベントを開催した。 この他、市内の高校図書委員を対象に「市立図書館おすすめ本のPOP作り講座」や、小学生がデザインした「おすすめの本を紹介した手づくりPOP展示」などを開催し、読書の楽しみを拡げる読書活動の推進を図った。
高齢者在宅生活支援	5	認知症見守り促進事業	(認知症サポーター養成事業) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症の人やその介護者を地域全体で見守り、支援するため、市民向け認知症サポーター養成講座のほか、小中学生向けの認知症ジュニアサポーター養成講座を行う。	認知症サポーター養成講座を、市内8小学校5年生向けに実施した。市内3中学校では、中学1年生向けに認知症VR体験講座を開催し、いずれも認知症に関する理解を深める機会となった。 小中学生の高齢者との接点が少なくなっているため、カリキュラム内容について変更を検討している。